

令和7年第6回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(金)午後1時30分から2時46分
2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室
3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光寺伊勢男
	12番	小松 昭則
	14番	小松 昌平
4. 欠席農業委員(1人)

	13番	小松 豊喜
--	-----	-------
5. 出席農地利用最適化推進委員(3人)

川北	中平	秀一
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届け出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第4条届け出について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第 6 号 農地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他
事務の実施状況について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁
事務局次局長兼振興係長 小松 亜矢
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 13 人、欠席 1 人、出席数 12 人であります。
欠席委員の 13 番の小松豊喜委員から所用のため欠席の届出がっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
23 日に、高知市で開催された令和 7 年度上期農業委員会会長・事務局長会議に
内川会長及び小松次長が出席しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、小松昌平委員、及び大
久保暢夫委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたし
ます。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出についてです。

今回は、3件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は744 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の1筆で、面積は98 m²です。こちらは時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北ほかの合計22筆で、面積は合計で14,114 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。
続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局
(小松) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は3ページになります。
申請番号1番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の1筆で、面積は158 m²です。
贈与による所有権移転の申請で、隣接地と併せてナスの栽培を予定しております。所在地は、4ページに地図を掲載しております。赤野、矢流レストラン跡の北東方向にある農地です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスなどを3,935 m²栽培し農業を営んでおります。申請地にもナスの栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、6月9日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。議案書は3ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は971 m²です。

売買による所有権移転の申請で、イタドリなどの栽培を予定しております。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。井ノ口駐在所の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は公務員ですが、当該農地の隣接地に現在居宅を建築予定になっており、今回の申請地では休日などを利用して耕作する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべ

き農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 150 日が 2 名と 50 日が 2 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはイタドリなどの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現地につきましては、6 月 13 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を栗山浩和委員、②を大久保暢夫委員、お願いします。

栗山委員 ①です。6 月 9 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

大久保委員 ②です。13 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に無いようですので、採決いたします。

議案第 2 号、農地法第 3 条許可申については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第4条届出についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第3号、農地法第4条届出報告について説明いたします。

(弘井) 議案書は6ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届け出を行うだけでよく、今回、2件の届け出がありました。

番号1番、申請者、申請地は議案書に記載のとおりとなっております。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、7ページの地図をご覧ください。井ノ口、岩崎弥太郎生家の駐車場の南西にある農地です。写真のとおり、既に農業用倉庫が建っており、駐車スペースも確保されています。事後になりますが、今回届け出を行ったものです。6月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に現地を確認していただきました。周辺の農地から同意も得ております。

次に申請番号2番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地は8ページに地図を掲載しております。こちら赤野の太夫屋地地区にある農地です。今回、農業用倉庫兼作業場及び通路を整備するものです。6月9日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に現地確認していただきました。周辺の農地から同意も得ております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号 農地法第4条届出について質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は3件の申請が提出されております。

(弘井)

議案書9ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面

積は3筆合計696㎡で、端数が0.3㎡ありますが、議案書作成時は、まだ分筆が完成しておりませんでして、現在は分筆がもう終わっており、端数がなくなり現在は、696㎡となっております。転用目的は集合住宅の建築です。場所は10ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所はおめんなはり線安芸駅の南にある農地です。現地確認は6月10日に公文啓子委員にさせていただいております。当日、渡辺さんが体調不良のため来られず、公文委員1人に確認していただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断です。こちら該当区分は第3種農地にあたると判断しております。理由は、土佐くろしお鉄道おめんなはり線安芸駅から概ね300m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は会社員ですが、以前より不動産賃貸業の経営に興味があり、今回、集合住宅建築の提案を受けました。検討した結果、将来の生活基盤の強化を図るために、集合住宅の建築を計画することとなったものです。当該申請地は、国道より北にある農地で、付近には安芸駅や大型量販店、会社、民家等が混在している地域であるため、集合住宅建築地として最適と判断したものです。

資力や信用につきましては、融資予約通知書、普通預金通帳の写し及び領収書の写しを確認し問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側及び西側は市道を挟んで宅地、東側は駐車場となっております。

生活排水は申請地南側の安芸市管理の下水道管へ接続。建物の雨水につきましては、雨水枳及び雨水管を経由し申請地南側市道側溝へ。南側及び西側駐車場への雨水につきましては、それぞれ申請地南側及び西側側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。申請地は、都市計画区域内で農業振興地域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は宅地ですが現況は畑となっております。面積は合計446.27㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は11ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、井ノ口、岩崎弥太郎生家の北西方向にある農地です。現地確認は6月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に現地確認していただいております。

次にA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しております。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項の理由についてですが、譲受人は現在、夫の両親と同居しておりますが、自立に向け、事故の住宅を建築することを計画しました。

当該申請地は学校、病院、大型量販店からそれほど遠くなく、また、耕作している農地からも近いため、理想的な立地であると判断し選定したものです。ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書及び領収書の写しを確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、東側及び西側は宅地、南側は宅地及び雑種地です。生活排水は浄水槽で処理後、南側側溝へ、建物への雨水は雨樋から東側及び西側の浸透枳へ、その他敷地への雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。登記地目は田、面積は32.58㎡で、転用目的は駐車場及び資材置場の整備です。場所は12ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は穴内六丁地区にある農地です。現地確認は6月12日に小松昭則委員、長野榮徳委員にさせていただいております。

次にA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項2の理由についてですが、譲渡人は現在、駐車スペースが不足しており、借地に駐車しておりますが、狭くて不便なため、他の土地を探していたところ申請地及び一体利用地を譲ってもらえることとなりました。当該申請地は、耕作地及び住居に近く、使い勝手もよいことから選定したもので、他に適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、普通預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場及び資材置き場の転用面積は妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側及び東側は宅地、南側及び西側は市道を挟んで同意のある農地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号①を公文啓子委員、②を小松昌平委員、③を小松昭則委員お願いします。

公文委員 ①です。6月10日に確認してきました。説明に間違いありません。

昌平委員 ②です。6月13日に確認しました。説明のとおりです。

昭則委員 ③です。6月12日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、『議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について』は、申請どおり決定いたしました。

続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは説明いたします。議案書は13ページになります。今回は1件の届出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり畑山の8筆です。地目は畑と田で、面積は合計で3220.30㎡です。令和3年5月から5年間の賃借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。少し先になりますが、新しく借りる予定の方が中間管理機構を介して利用権の設定をする予定となっております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約) について
(小松) 説明いたします。議案書は 14 ページとなります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農
用地利用集積等促進計画(案)となります。今回は、6 件の提出がありました。
申請番号 1 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の 2 筆
で地目は田で、面積は 2 筆合計で 4,761 m²です。作物は、借受人が水稻と野菜を
栽培する予定をしており、賃借期間は 3 年間で、10,502 円/10a の条件で新規設
定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17 ペ
ージに地図がございます。特別養護老人ホーム八流荘の北東方向にある農地で
す。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の農地中間管理事業に係る調査書に記載し
てあるとおりです。

現地につきましては、6 月 9 日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認してい
ただきました。

申請番号 2 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆
で地目は田で、面積は 2,121 m²です。安芸市のサポートハウス 3 号棟です。作物
は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は 1 年間で、使用貸借権
での新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18 ペ
ージに地図がございます。市役所の北側にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 12 日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認してい
ただきました。

申請番号 3 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 2 筆
で地目は田で、面積は合計で 3,280 m²です。作物は、借受人がナスを栽培する予
定をしており、賃借期間は 10 年間で、58,754/10a での新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18 ペ
ージに地図がございます。市役所の南東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A 3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 12 日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認してい
ただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の1筆で地目は田で、面積は1,970 m²です。安芸市のサポートハウス5号棟です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は2年間で、使用貸借権での新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19ページに地図がございます。JA北支所の北西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6月12日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の2筆で地目は田で、面積は合計2,172 m²です。安芸市のサポートハウス6号棟です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、2年間の、使用貸借権での新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19ページに地図がございます。こちらもJA北支所の北西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の調査書に記載してあるとおりです。

こちらも現地につきましては、6月12日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

申請番号6番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり僧津の2筆で地目は田、面積は合計4,123.77 m²です。安芸市のサポートハウス1,2号棟です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は2年間で、使用貸借権での新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地は、19ページに地図を掲載しております。JA北支所の北側にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6月12日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①を小松幸宏委員、申請番号②～⑥を福本隆憲委員、お願いします。

幸宏委員 申請番号①です。内容につきましては、先ほど説明があったとおりです。

福本委員 ②～⑥です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。
別に意見がないようですので、採決いたします。
議案第 6 号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 6 号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)については、申請どおり決定いたしました。
続きまして、議案第 7 号、非農地証明願いについてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 7 号、非農地証明願いについて、説明いたします。
(弘井) 議案書は 20 ページです。今回は 4 件の申請がでております。
それでは、申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田、面積は 222 m²となっております。
所在地の地図は 22 ページに掲載しております。安芸駅の南方向にある農地で、現在は駐車場となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。
現地ですが平成 24 年に農地法第 4 条の許可を受け、それ以来駐車場として利用されております。こちら 4 条許可が出ておりましたが、登記地目を変えていなかったということで、現地の状況等の確認及び以前農地法第 4 条許可が出ていることを確認し、こちら非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、6 月 10 日に公文啓子委員にさせていただいております。

次に、申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田で、面積 376 m²となっております。
所在地の地図は 23 ページに掲載しております。井ノ口小学校の北方向にある土地で、現在は住宅が建っております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。
こちら現地ですが昭和 42 年に住宅を建築して以来、宅地として利用され、現在に至っております。現地の状況及び課税明細の写しを確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判

断しております。

現地につきましては、6月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただいております。

次に、申請番号3番です。申請人、申請地は議案書記載のとおり、登記簿地目は田と畑で、面積は1,658㎡となっております。

所在地の地図は24ページに掲載しております。大井地区と古井地区にある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地につきましては、現所有者の亡くなった夫が生前林業を営んでおり、50年以上前に植林し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書類を確認し、安芸市の非農地証明発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、山林であったため、事前に私が現地の近くまで行き写真を撮影し、6月11日に有澤節子委員、有澤光喜委員に写真により確認していただいております。

次に、申請番号4番です。こちらですが、非農地の証明願が出ておりますが、この件について事前に検討というかちょっと確認していただくために、議案書を送りしたときに同封して、ホッチキス止めの書類3枚をお送りしていますので、ご確認ください。こちら申請人、申請地は議案書のとおり。登記簿地目は畑で、面積2,177㎡となっております。

所在地の地図は25ページに掲載しております。内原野地区にある農地で安芸営林署の北方向にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

この案件につきましては、先ほど言いました事前にお送りした資料で説明させていただきます。こちらですが、令和2年に所有者、申請者から、農用地区域からの除外の申し出がありました。令和3年5月20日付で、農用地から除外された農地です。当初の計画では除外後、一般社団法人が農地法第5条の申請を行い、障害者用のグループホームを建築する計画でした。今回、依頼人行政書士から障害者用のグループホームの建築計画が全くなかったということで、この当該農地に関して非農地証明を発行してほしいとの申請があったものです。安芸市の非農地証明発行基準、今回添付しております発行基準では、農地以外の土地となって概ね15年以上経過している土地となっております。それと、国土地理院の航空写真を添付させていただいております。事務局で確認したところ、今から12年前の2013年撮影のものです。見ていただいたとおりですが、こちら申請地全体が宅地であるとは確認することはできませんでした。また申請地の現況地

目は農地及び、一部宅地でありますため、そのことから一筆全体において、農地性が失われてから 15 年以上経過しているとは認められないと事務局としては判断しております。

この後、審議をいただいて、非農地証明には該当しない、ということであれば、事務局のほうから申請人に対しては、現況、当該農地の真ん中ぐらいに家っぽいものが見え、宅地があります。あとその家まで通ずる通路分については、15 年以上経過している場合は分筆していただければ非農地証明はその部分については可能であることと、残りの部分につきましては、地目を変更したいのであれば農地法の 4 条または 5 条の申請が必要ですよというような説明をしたいと考えております。

こちら現地確認につきましては、6 月 9 日に西岡秀輝委員、中平秀一委員、6 月 16 日に樋口なぎさ委員に確認していただきました。また、あと 6 月 13 日に井ノ口地区の現地確認の際に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員にも現地の状況は見ていただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を、申請番号①を公文啓子委員、申請番号②を小松昌平委員、申請番号③を有澤節子委員、④を樋口なぎさ委員お願いします。

公文委員 申請番号①です。先ほどの説明に間違いありません。

昌平委員 ②です。13 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

有澤委員 ③です。6 月 11 日に写真での確認を行いました。説明どおりです。

樋口委員 ④です。現地確認してまいりました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

昌平委員 ④は別に審議しますか？

事務局 そうですね。質問はまとめてしていただいて、審議については①～③と④は別に
(小松) しましょうか。

議長 ①～③までは質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 7 号 非農地証明願い①～③を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第7号、非農地証明願①～③については、申請どおり認定することに賛成いたしました。

議長 続きまして、申請番号④の審議をお願いします。

昌平委員 事務局の説明のとおり、分筆して5条申請でやっていくということなら、正當なやり方やと思うけど、これを認めると、今後、何年もおいて耕作放棄地になったら、非農地証明を出してもらえとなっても、ほかでも同じようなことが出てくることも考えられるので、慎重に判断するべきかなと思います。

事務局 (弘井) この農地は、1種農地(10ha以上の一団の農地)になるのかなというところです。
例えば、市庁舎の周辺で10年くらい耕作してない耕作放棄地が出てきたときに、今回、これを認めて非農地証明をとおした場合、同じようにあの時は認められたのに次は認められないともならないので、あの現状での非農地証明は難しいかなと思っています。
また、現況が宅地として提出されております。宅地ではないかなと、また山林原野としての認定も難しいかなというところで、農業委員会事務局としては、一部宅地、一部農地(耕作放棄地)と判断しております。

大久保委員 5月20日の時点で農用地から除外されたということは、農用地ではなくなったということ、宅地にするということですね？

事務局 (弘井) 令和3年5月20日に農用地から除外されています。これは、除外後、グループホームを建築する計画があったので、農用地から除外されております。もちろん、農用地から除外されていないと転用許可申請もできませんので。でも、その計画が今はなくなったと聞いております。ただ、県農業基盤課に聞くと、農用地から除外した農地について、計画の内容が変わったとしても許可相当であれば、転用の許可が出ないというものでもなく、また、計画がなくなったということで、農用地への編入も必須ではないと聞いております。

議長 ほかに質問はございませんか。
ないようですので、採決します。
議案第7号非農地証明願、申請番号④について、採決します。
議案第7号非農地証明願、申請番号④について、認定は厳しいのでは？という意見が出ています。申請どおり認定しないことに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(多数)

議長 はい。議案第7号申請番号④については、申請どおり認定をしないことに決定しました。

議長 続きまして、議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況
その他事務の実施状況についてを議題とし事務局が説明いたします。

事務局 議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の
(小松) 実施状況について説明いたします。

議案書は26ページをご覧ください。

令和6年度の4月に定めました最適化活動の目標に対して、実績と点検を追加した形になっております。26ページは農業委員会の状況で、目標設定時のものを転記したものとなっておりますので、説明は省略いたします。

27ページをご覧ください。最適化活動の実施状況です。1最適化活動の成果目標(1)農地の集積ですが、ページの中ほど、③実績をご覧ください。令和6年度に新たに担い手に集積された面積は7haで合計の集積面積は465haとなっております。農地面積は884haとなっておりますが、こちらは、昨年度1月の農振農用地面積の全体見直しにより面積に変更があったため、形式上、単純に昨年度の実績と比較すると、目標に対する達成状況が78.4%となりました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消です。28ページの上の方、③実績のところをご覧ください。遊休農地につきましては、解消・減にはなっておらず、点検結果としては、「解消された部分もあるが、増加した部分もある」としております。

次に(3)新規参入の促進です。29ページの一番上の表をご覧ください。③実績ですが、新規参入の実績については貸付希望者から相談があってから農地の調整に取り組んでおり、あらかじめ貸付希望者を把握しておいて、かつ新規参入者への同意をとるという方法をとっておりませんので、数字としては上がってきません。ただし、(参考)の欄にありますように、新規参入者は昨年「5経営体」で、そこへの集積は1.9haとなっています。点検結果としましては、先ほど説明しました農地の調整の取り組みを記載しております。

次に、2最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定、②の実績のところ、29ページの下の方をご覧ください。取り組みとしては、「新規参入の促進」としてJA高知県あき支所で開催された「あき・あい・あい収穫祭」で就農相談窓口を開設しました。遊休農地の解消としましては「利用状況調査の後、解消に向けた働きかけの強化」、「農地の集積」として「利用状況調査の結果を踏まえて、中

間管理機構への情報提供」をあげております。以上のことから、30 ページの下
の表になりますが、委員の点検評価結果は「目標に対して期待通りの結果が得ら
れた」としました。

次に、31 ページをご覧ください。令和 6 年度の事務の実施状況です。

2 の農地法第 3 条に基づく許可事務は 45 件でした。令和 5 年度は 33 件でした
ので約 1.4 倍になっており、下限面積の撤廃の影響が出たものかと思われます。

3 の転用に関する件数も 28 件ありまして、こちらも令和 5 年度と比較して約 1.2
ほどに増加しております。

説明は以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決をいたします。
議案第 8 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の
実施状況について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(多数)

議長 多数賛成です。
議案第 8 号令和 6 年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の実
施状況について、原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局長 それでは、私のほうから、本日お配りしております、令和 7 年度農林課の人員体
制及び事業の概要について、昨年は 5 月の定例会で説明しましたが、今回はこの
6 月の定例会で説明させていただきます。
時間の関係もありますので、端折った説明になりますがよろしくお願いします。
資料 1 ページ、2 ページをお開きください。
令和 7 年度の職員の体制、農林課の座席表を掲載しております。係の編成としま
しては、農業全般を担当しています農業振興係が 5 名、農林業の基盤関係や中山
間地域の直接支払い、多面的機能支払の交付金を担当しています農林業土木係
が 4 名、林業全般及び鳥獣害の担当をしています林業振興係 3 名の体制で農林
課の業務遂行にあたっています。定例会のほうで、人事異動の際、挨拶もさせて

いただいておりますが、人員体制の名簿に記載しております農業振興係の西山、浜田、農林業土木係の佐伯が農林課に新たに配属されております。課内異動によりまして、中脇が農林業土木係への変更となっております。また、座席表の方で、字が小さくて申し訳ないですが、林業振興係の方には、現在、自伐型林業への就業を目指した、地域おこし協力隊として矢川、清野、の2名が着任しております。現在、施業に必要なチェーンソーを始めとした資格取得ですとか、研修等に参加して技術を身に付けようとしておるところですが、今後、近いうちには集落周辺の里山の整備等の協力もしていくことを考えておりますので、支障木等のお困りごとなどがありましたら、何でもかまいませんのでご一報いただけたらと思っております。

それでは、3ページをお開きください。3ページからは、農林課で係ごとに所管します、主に農業に関係する事業を記載しております。総合計画等での体系別に整理をしております。基本的な方針等は昨年度から大きな変更もなく、変更点につきましては赤字で表記しております。主要なもののみ、説明いたします。まず、3ページの農地の有効利用と保全と記載しておりますが、農業委員会に係るものとしたしましては、2段目に記載しております、地域計画推進支援事業についてです。令和5年の法律改正に伴いまして昨年度末までに地域計画を策定しなければならなくなっており、農業委員の皆様にも市内の地域ごとの集落座談会にご出席いただき、10地区で地域計画を策定したところです。その際は、ご協力ありがとうございました。ただ、昨年度末に策定しました地域計画の目標地図につきましては、地域の10年後の農地利用の在り方を定めた内容とまでは至っておらず、現状の作付け状況、誰がどの農地で何を作っているかを確認したまでに終わっていますので、今年度以降も随時、見直しを図っていかねばならない状況です。これからは10年後の将来の農地利用の在り方、地域の作れなくなった人の農地を誰が作っていくのか、誰がカバーし合っていくのかというようなことを地域内で話し合いをもって決めていっていただきたいというふうに思っておりますので、昨年行いました集落座談会の開催を本年度も計画しておりますので、本取り組みにつきまして、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に4ページをお願いします。4ページからは、担い手の確保、育成として新規就農支援に関する事業を記載しております。昨年度から大きな変更点はありませんが、新規就農推進事業の関係は国の事業を活用しております。年々細かい改正が行われており、かなり複雑化してきております。もし、皆さんが各地域で新規就農の相談などがありましたら、農林課へおつなぎいただくようお願いいたします。また、施設園芸での新規就農にはハウスの新設、中古ハウスの活用が必要となってきますので、委員の皆様には、日ごろより農地やハウスを貸したい方

の情報などの収集をお願いできたらと思っております。もし、そういった情報がございましたら、農林課か委員会事務局までご連絡をいただければ新規就農者とのマッチングにつなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に5ページをお願いします。5ページから6ページにかけては、農業経営の安定向上として関連した事業を記載しております。5ページの表の一番下段に令和7年度が3年目となります被覆資材の補助を記載しております。補助率に変更はございませんけれど、ハウスの内張の支払いが3月の引落としとなるのがありまして、支払い後に申請していただく形をとっておりまして、1年目に年度末に申請が集中したことから、昨年から、申請は1月末までにしていただくようになりましたので、引き続きお願いします。

次に6ページをお開きください。

6ページ、下段の表です。ユズの振興対策事業を記載しておりまして、本市はユズの日本一の産地でございますので、ユズの振興支援策としまして、近年の酷暑対策として熱中症予防等対策に対する補助を今年度から新設しております。

次に7ページから8ページをお開きください。7ページからは、生産基盤の充実として、園芸用ハウスの整備事業などのハウスとか、燃料用タンク、環境制御機器などへの補助事業を記載しております。7ページの上段、園芸用ハウス整備事業において、補助限度額が引き上げられております。また、ハウスに付帯します燃料タンク、8ページの上段になりますが、燃料タンク対策事業に一本化されております。この農業用燃料タンク対策事業につきましては、事業内容としましては、ハウスの整備の事業から燃料タンク対策事業に一本化されていますが、内容等に変更はございませんが、本市の南海トラフ地震対策としても必要なところがございますので、流出防止装置付き燃料タンクの整備費はまだまのところで、さらなる整備を図っていく必要があると考えております。委員の皆様、地域の周りの農家の皆さんの中で、流出防止装置付き燃料タンクへの切り替え、整備がまだの方がいらっしゃいましたら、ぜひご活用をご検討いただきたいと思います。

9ページから10ページにかけて、農林業土木系の主要事業を記載しております。高規格道の延伸に伴う周辺整備から多面的機能支払交付金、城跡北地区のほ場整備、土居僧津井ノ口高台寺工区の計画、耕作条件改善事業のいわゆる狭地直しの計画作業に取り組んでいます。関係する地区の委員の皆様には引き続きご協力をお願いします。

最後、11ページでございます。林業振興系の主要事業としまして、農業に関係します、有害鳥獣対策の事業を記載しております。内容としましては、例年と変わりなく、鳥獣被害の防止に向け、駆除の捕獲報償金とか、ユズなどの被害防止

のための防除ネット等への補助を計上しております。今年度からは、ネットの修繕も対象となるように内容を拡充しております。補助率や上限等、要件の縛りをかけておりますが、市の単独ですが補助内容を拡充しましたので、ご活用をお願いしたいと思います。

以上が、農林課の令和7年度の事業の概要となります。本日は、かなり詳細の説明を省いて説明となっておりますので、気になる点などがありましたら、農林課の方へお問合せいただきましたら、詳細の説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。以上です。

事務局 2点あります。
(小松) 今年度、みなさんの視察旅行を計画しております。段取りが悪くて、これからの段取りになりますが、時期的には7月中は厳しくて、早くても8月の定例会の日以降になるかなと考えております。全員が参加できることにもならないと思いますが、8月末だと、もう今時点で参加できないことが分かっておれば、10月以降で調整することを考えています。ナス農家の方は、8月末だと参加は難しいでしょうか？

各委員 厳しいです。

事務局 ユズの方はどうでしょうか？10月上旬なら参加できますか？

各委員 絶対ではないけど、行けるかも。

事務局 分かりました。全員参加は難しいと思いますが、できるだけ多くの方が参加できる日程で調整してご案内したいと思います。また、行きたいところなどの情報がありましたら、事務局までお知らせください。
もう1点ですが、7月の定例会は25日(金)となります。

事務局 来月の定例会の時に、利用状況調査(農地パトロール)のお願いをしますので、よろしくをお願いします。
(弘井)

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員